

令和3年度 安全・衛生教育実施計画

山梨県労働災害防止団体等連絡協議会

- ◎ 技能講習・実技講習
○ 特別教育(準ずる教育含む)
☆ 能力向上教育
△ その他の講習・研修等
◇ 新規教育

実施機関名	
建設業労働災害防止協会山梨県支部	
甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	
電話 055-221-8810 FAX 055-228-8882	

月	実施事項	実施日	月	実施事項	実施日
4月	○フルハーネス型安全帯使用作業	7	10月	○自由研削砥石の取替え等	1
	☆足場組立能力向上(再教育・点検)	8		○小型車両系(3t未満)	13~14
	◎足場の組立て作業主任者	13~14		◎車両系(整地等)運転(3t以上)	19~20 25~28
	○ローラーの運転	15~16		○ローラーの運転	21~22
	△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	19~20		○フルハーネス型安全帯使用作業	29
	◎地山の掘削・土止め支保工作業主任者	21~23			
5月	○小型車両系(3t未満)	6~7	11月	◎コンクリート工作物の解体作業主任者	4~5
	◎小型移動式クレーン運転	10~12		◎地山の掘削・土止め支保工作業主任者	8~10
	△新総合工事のためのリスクアセスメント	17		☆職長・安全衛生責任者能力向上(再教育)	12
	◎車両系(整地等)運転(3t以上)	20~21 25~28		△新総合工事のためのリスクアセスメント	16
	△建設業の化学物質のリスクアセスメント	24		○振動工具の取扱い	17
	☆職長・安全衛生責任者能力向上(再教育)	31		○酸素欠乏危険作業	29
6月	◎玉掛け	2~4	12月	○ロープ高所作業	6
	△熱中症予防指導員	7		◎玉掛け	8~10
	☆車両系業務従事者安全衛生(再教育)	9		◎高所作業車運転(10m以上)	14~15
	○足場特別教育	10		○フルハーネス型安全帯使用作業	16
	△◇新OHSMS構築講習(マネジメントシステム)	11		○足場特別教育	17
	○フルハーネス型安全帯使用作業	14		△◇新OHSMS構築講習(マネジメントシステム)	21
	◎高所作業車運転(10m以上)	15~16		☆足場組立能力向上(再教育・点検)	22
	○丸のこ取扱い作業	17		△足場点検実務者	23
○ロープ高所作業	18				
7月	◎建築鉄骨等の組立て作業主任者	1~2	1月	◎足場の組立て作業主任者	18~19
	△熱中症予防指導員	5		○丸のこ取扱い作業	21
	◎鋼橋架設作業主任者	13~14		◎不整地運搬車運転	25~26
	◎木造建築物の組立作業主任者	15~16		○アーク溶接	27~28
	△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	20~21			
	△斜面点検者	28			
	☆玉掛け業務従事者安全衛生(再教育)	29			
△足場点検実務者	30				
8月	◎型枠支保工作業主任者	4~5	2月	○足場特別教育	2
	○巻き上げ機の運転	18~19		△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	3~4
	○低圧電気の取扱い	24		○フルハーネス型安全帯使用作業	16
	◎不整地運搬車運転	25~26		☆玉掛け業務従事者安全衛生(再教育)	17
	○フルハーネス型安全帯使用作業	31		◎小型移動式クレーン運転	21・22・24
9月	○足場特別教育	3	3月	◎玉掛け	2~4
	◎玉掛け	8~10		◎高所作業車運転(10m以上)	9~10
	◎足場の組立て作業主任者	13~14		☆木造の組立能力向上(再教育)	15
	◎車両系(解体用)運転	17			
	◎高所作業車運転(10m以上)	21~22			
	○ロープ高所作業	24			
	◎小型移動式クレーン運転	28~30			